

**平成２０年度第３回
広島市青少年と電子メディアに関する審議会**

- 1 開催日時 平成２０年１０月７日（火） １０：００～１１：３０
- 2 開催場所 大手町平和ビル内 中区地域福祉センター５階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員（５０音順）１０名中９名
小田委員、越智委員、小野委員、河野委員、下田委員、豊田委員、平田委員、福田委員、
松田委員
（欠席：石田委員）
 - (2) 事務局（市）
教育長、教育委員会青少年育成部長、育成課長、育成課職員
- 4 公開・非公開の別
公開
- 5 傍聴人
なし
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席確認
 - (3) 資料説明
 - (4) 議題
ア 「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例施行後の状況について」
イ 「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに係る今後の取組について」
 - (5) その他
 - (6) 閉会
- 7 議事録
別添のとおり

■開会

(事務局)

それでは、皆さん、お揃いになりましたので、ただ今から、『第3回 青少年と電子メディアに関する審議会』を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日御出席の委員の皆様の紹介につきましては、お手元にお配りしております配席表をもって代えさせていただきますと存じます。

なお、本日の会議には、広島大学大学院教育学研究科 石田委員が御都合により欠席されております。

また、精神科医の河野委員が少し遅れてこられるとの御連絡をいただいております。

本日の審議会は、委員定数 10 名に対しまして、現在、御出席の委員 8 名で過半数に達しておりますので、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

では、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきますと思います。

ただ今の配席表のほかに、次第、配布資料一覧を添えまして、資料 1 から資料 5 までにつきましては委員の皆様にあらかじめお配りしておりますのでここではお配りしませんが、追加資料としまして、別途資料 1 から 4 までと、A 3 横長になります参考資料、それに縦長のリーフレットを添えてお配りしております。御確認いただけましたでしょうか。

なお、本日は、審議会終了後に下田委員より国の動向等、フィルタリングサービスについて情報提供をいただけることになっておりますので、あらかじめお知らせさせていただきます。

それでは、これからの進行は越智会長にお願いします。

■議事「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例施行後の状況について」

(越智会長)

おはようございます。久しぶりに皆さんにこうやってお会いしているわけですが、3 か月ぶりぐらいですかね、その節は本当にお世話になりました。

条例が施行されたあとのことについて気になる場所ですけれども、それは、また、事務局の方から御説明をいただくということになっております。議題 1 になります。

早速、その件でございますけれども、入前に手続きについて説明しなければいけないですね。

お手元に次第がございます。議題は二つございまして、一つは、先ほど申し上げました、「条例施行後の状況」について説明をしていただき、さらには、議題 2 になりますけれども、「今後の取組」についてどういうふうな方向を目指すかと、そういうお話をして私たちの本日の仕事が終わるということになります。

この審議会は、「広島市審議会の運営等に関する要綱 第 8 条及び広島市青少年と電子メディアに関する審議会の公開に関する取扱要領」というのがございまして、それに基づいて公開で開催しております。

傍聴の方もいらっしゃいますけれども、もう既に御存知のように、会議の開催中は静かに傍聴していただいて、そこに傍聴要領がございますので、要領に記載された事項を守っていただくと、よろしく願いいたします。

言わなければいけませんので言っておきますが、「傍聴者は会議場においては、会長または事務

局係員の指示に従ってください。遵守されない場合、退場していただくことがあります」ということになっております。よろしくお願いいたします。

では、議題に入らせていただきます。「議題１ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例施行後の状況について」でございます。事務局の方から御説明をお願いいたします。

■事務局説明

(事務局)

それでは、議題１について事務局の方から説明をさせていただきます。長くなりますので、座って説明させていただきます。

お手元資料の１の方を御覧いただきたいと思います。

これは、第２回の審議会で御審議いただき答申をいただいた「フィルタリング機能に係る基準」でございます。答申に沿ってこれを市の定める「フィルタリング機能に係る基準」とさせていただいております。

この基準につきましては、関係事業者に配布しまして、本市のこの基準に沿って取り扱っていただきたいと、条例の中で謳っておりますフィルタリング機能の基準は、広島市はこれであるということで御説明をいたしております。

２枚目の方に、既に御存知のようにカテゴリー別の一覧表を載せております。

それで、追加資料１の方をちょっと御覧いただけますでしょうか。先ほど会長の方からもありましたけれども、７月１日に、この条例は施行されております。１日に施行されて、ほぼ２か月が経ったということで、８月２７日と２９日、携帯電話の市内中心部のショップの方に出かけましていろいろ聴き取りしております。

これは、事業者との話し合いの中でも相当に、ショップの段階での購入される方というのですか、市の条例でフィルタリング機能の義務づけをしておりますので、混乱があるのではないかと事業者からの御心配もありましたので、そうしたことの状況というのを確認するということでまいっております。

ただ、お手元にリーフレットをお配りしておりますけれども、このリーフレットと、それから、同じ内容のポスターなのですが、これをショップの方に、ポスターとこのリーフレットについては各店舗に１千部配布をいたしております。

もしもその契約に来られた方といろいろお話しする中でトラブルといいますか、もしも苦情等があれば、「本市の場合は市の条例でこうなってますよ」ということをおっしゃっていただいて結構ですと。

もしも、それでもなお御不審であれば、私どもの電話番号を記載しておりますので、教育委員会の青少年育成部の方に問い合わせしてほしいということをおっしゃっていただいて結構です、ということをお話しておりました。

しかし、７月１日の施行後、特段、我々に苦情の電話というものは全くございませんでした。そうしたこともあってショップの方へ実情を聞きたいということで、先ほど言いましたように、８月２７日と２９日の二日ほど回りまして、ポスターの掲示とか、あるいはリーフレットを設置しておられるか、あるいは利用者への説明の状況で、どういうトラブルがあったか、実際ないかどうかというようなこと、それから、利用者の反応等についてお伺いしてまいりました。

対象というか、回りました店舗につきましては、市の中心部に集中しているということで、大

手町、紙屋町、本通り界隈の13店舗を回っております。

13店舗の内訳は、ドコモさんの方が4店舗、auさんの方が3店舗、ソフトバンクさんの方が4店舗、ウィルコムさんの方が2店舗ということで、特段、別に意識したわけではないのですが、その13店舗の内訳はこういうふうになっております。

伺いました状況ですが、ポスターの掲示については、13店舗中12店舗については店内に掲示がありました。1店舗について掲示がなかったと。

リーフレットの設置についても12店舗で設置をしていただいておりますが、1店舗なかったということで、この1店舗については同じ店舗でございましたので、少し事情をお伺いすると、送ったと思っているのですが、ないということでしたので、改めて郵送させていただいております。

1店舗、我々の条例の説明文が店内に掲示してありました。広島市の場合はこういう条例があって、フィルタリングは付きますよ、ということの説明文が店舗の方に独自に掲載をしていただいております。

利用者への説明の状況ですが、条例の内容について説明し、フィルタリングを設置したうえでの販売になっております、ということで、全ての店舗で実施していただいております。

利用者の反応ですが、苦情は、先ほど申し上げましたように各店舗においても特になくということでした。

保護者の方には特にフィルタリングということが、説明すれば、「非常にいいことなので、ぜひ」というような方がほとんどであるということで、条例を持ち出す以前にお願いしますというようなことも多かったというふうになっております。

青少年が対象ですので、概ね保護者と使われる子どもさんといっしょに来て契約ということになっております。

フィルタリングというのは、これは申し出れば解除もできるのですが、解除の申し出というのは、ほぼございませんでした。

ただ、1事業者、ドコモさんの方で伺いすると、3割から5割ぐらいあります、というようなお話がありました。なぜドコモだけ突出しているのかというのが、よくわからなかったのですが、お話を伺う限り、そういうことがございました。

条例の施行後の簡単な状況ということについて御説明をさせていただきました。

続いて、申し訳ございません、順番が飛びますが、2の方を御覧いただきたいと思います。

答申の中でも特にフィルタリング機能に係わる検証といいますか、その制度の検証あるいは効果の検証をする人材の育成を図る必要があるということで御提言いただいております。

そのことに沿った形で、電子メディア学習講座という形で、これまでは親子参加で、電子メディアについての啓発という形で実施しておりましたが、今年度につきましては8月2日と3日の2日間にわたって、青少年センターの方でインストラクターを養成するというようなことから実施をいたしております。

10番の内容のところを見ていただきたいと思いますのですが、まず最初に8月2日の土曜日の午前中については一般参加ということで、100名の参加ということで、講演会的な形で実施をいたしております。この講演については、今回の本審議会の委員でもある下田先生をお願いをいたしております。

土曜日の午後から、2時から以降3日にかけてですが、こちらにつきましては実際に、先ほど言いましたフィルタリング機能の制度の検証あるいは規制の、フィルタリング機能の効果の検証のできる人を養成するという観点からインストラクター養成講座という形で実施し、こちらの方には延45名です。それで、23名の方に参加してもらったということになっております。

この講座につきましては、広島市のPTA協議会と共催ということで実施しております。ということで、ほとんどの方がPTAの役員あるいは元役員の方ということになっております。本日委員の松田委員も、このインストラクター養成講座の方に参加していただいております。

このインストラクター養成講座については、議題2のところで、今後どうしていくかということをお説明させていただきたいと思っております。

続きまして、一つ飛ぶのですが資料4の方をお覧いただきたいと思います。

これは我々の方の動きではないのですけれども、国の方でフィルタリング基準というのをつくるということで、国では第三者機関の方でつくるというふうにしておりまして、このモバイルコンテンツ審査・運用監視機構というものがつくられております。資料4の3の方が、この設立趣意書になっております。

その設立されたモバイルコンテンツ審査・運用監視機構の方が調査・研究されてまとめられたのが資料4の1のカテゴリーの長い名前になっておりますが、意見書ということになっております。

いろいろ、長くなりますので、分量も結構ありますので、一番最後に付けております参考資料の方で、本市のカテゴリーと、この意見書、カテゴリーの基準というものの対比表を我々の方でつくっております。

参考資料の方をお覧ください。追加資料でお出ししております。ほぼ同様の内容になっているかとは思いますが、若干異なっている部分もありますので、その異なっているところだけを少し説明させていただきます。

参考資料の2枚目ですけれども、2枚目の(5)のところで「主張一般」というのが入っております。それは、サイト主宰者の主張の場としての情報提供一般ということで、名称のカテゴリーに「意見」というのがございまして、「当カテゴリー分類の基準である社会通念で不適切と思われる行為を助長する主張が対象となっているのであれば、利用者にとってわかりやすいカテゴリー名称又は説明文に「公序良俗に反する」という表現をもって補足することも今後検討すべきである」と考える」というのが意見として付いております。

同じく(5)の下の方にいきますけれども、「ウェブチャット」、「掲示板」、「IT掲示板」と、こういうものが内容としてではなくて携帯ということになると思いますけれども、そういうチャットのサイトあるいは掲示板サイトについて基準の中に入れてあるというのが我々と違うところであります。

3ページ目の方を見ていただくと、同じく、真ん中の方にございますが、「娯楽誌【成人嗜好】」というところで、「週刊誌やスポーツ誌などでの芸能情報や各種娯楽情報の提供」といったカテゴリーサイトも分類にも挙げておられます。それについても少し意見も付いておりますので御覧いただいたらと思います。

4ページ目ですけれども、「オカルト」というのが一番下の方にございます。「オカルト」というのが国の方では分類として挙がっております。「科学的に説明できない各種の超常現象に関する情報の提供」ということで、これについても……。

我々の方で分類に挙げたもので、今回の意見書の中の基準になかったものとして、同じく4枚目の資料の方の一番下の方にありますけれども、「非行・逸脱」ということで、私どもとしては、「暴走、夜間外出、喧嘩等暴力誘発等に係わる情報」についてはフィルタリングの基準として定めておりますが、このたびの文書の中にはそういうカテゴリーはなかったというふうになっております。

以上が、今回、国の第三者機関であるモバイルコンテンツ審査・運用監視機構の方が取られました基準と本市の基準の比較というふうになっております。

以上、簡単ですが、後ほどまた少し、国の方の法律の説明でも、これについて説明させていただきますと思います。

■質疑応答

(越智会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明ですけれども、確認すべきことでもかまいませんし、御質問あるいは御意見ございましたら、どうぞ御自由に出していただければと思います。

(松田委員)

先ほどの説明では、国の基準の方が、ハードルが高いということなのでしょうか、広島市の基準よりは。

(越智会長)

我々の方としては、そうは考えていないのですけれども、そのへんの詳しいお話は、下田先生の方からお話していただいた方がいいかなというふうに思っております。

(下田委員)

国の基準ではないのです、それは、それをまず誤解のないように。

(越智会長)

それは大事なところですね。

(下田委員)

そこが一番大事なところで、国としては、例えば、まず、議員さんたちの集まりの場で勉強があって、そして、国が直接基準をつくりたいという意向が最初あったのですが、それが協会の反発を受けて、協会による、これは、いわゆる業者、俗にいうネット遊び業者の団体なのです。

それを前提にしていくつかの特徴が出ておりまして、細かく言うとキリがないのですが、あとでまた説明をいたしますが、考え方としては、従来のインターネットの情報層のグレーゾーンと言われてるところサイトを運営している業者が、そこで事件を発生させないように、もう事件はいっぱい起きているのですけれども、自主規制をして、そして、それを自主規制するときの基準を、まず、自分たちが定めた、実際は、いわゆる業界の自主規制基準なのです。

基準の作り方について問題が出ておりまして、そのことについては業界の中でも意見が二つ

に分かれているのです。業界団体であるEMAというのですけれども、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）の定めている基準がおかしいのではないかということを言い出した外資系業界関係者がいるというのが現状なのです。それはどういう視点で言っているのかということの後ほどまたお話をします。

基本的には、このEMAの機構の問題というのは、従来グレーゾーンであって問題が起きているので、ここを規制されると困るということで、自主規制の基準をつくって自分たちがグレーと言われているのをホワイトに改めたいと、そういう意味でこれはつくられています。

ですから、基本的には、広島市は、保護者、教員の立場の視点で基準を決めるわけですが、そのへんで大きなスタンスの違いがあって一概に並列で、次元が違うものですから比較はできないというのが現状です。あとでまた紹介します。

（松田委員）

あとでまた詳しく伺いたいと思います。

先ほどのドコモが3割から5割でフィルタリングをキャンセルされるという話があったのですが、これ、もう少し具体的に調べられた方がいいのではないかと思いますのですけれども。

実は、高校のPTAの連合会の全国大会が名古屋であったのですけれども、下田先生のお名前があったのですけれども。

（下田委員）

ええ、私はね、辞退しました、いろいろな理由で。

（松田委員）

ああ、そうなのですか、だから、下田先生にも来たのだなと思ったのですが。

（下田委員）

少しいきさつがいろいろありまして。

（松田委員）

その中でも特別分科会で、こういうフィルタリングに関するものが出たのですけれども、やはり、保護者の意見として非常に、フィルタリングを入れてしまうと使えないという意見が結構多かったのです。

具体的にフィルタリング、そのドコモが多いというのは、ドコモのフィルタリングは、ほかの会社のものと違うのかどうかとか。

（下田委員）

それも、あとでご紹介します。

（松田委員）

はい、そこもあとでお願いします。

私も実はPTAの役員をやっております、PTAの会長さん方や皆さんは御苦労されている

と思うのですけれども、結局、こういう啓発活動というのは、とても、それをほとんど必要としていないような御家庭が参加されるのですね、大体、何をやっても。

P T Aのいろいろな、私も啓発活動をやりますのですけれども、とても良質な御家庭がいらっちゃって、「もう携帯などは持たせてないわ」という御家庭が多かったりするのですが。「うちには何の問題ありません」という御家庭が大半を占めるのです。

いかにそうでない人たちを引き込むかというのが、P T Aのとても難しい部分なのですが、例えば、一気に授業とかでできないのかなと、こういうことを、教育委員会だったらと思うのですが、その点、これは私の意見です。以上です。

(越智会長)

今の確認ですけれども、そのP T Aというのは高校とおっしゃいましたかね。

(松田委員)

今、私、中・高をやっていますので。

(越智会長)

ああ、中・高ですか。

(松田委員)

ええ、全国大会は高校の全国大会です。

(越智会長)

ああ、名古屋であったのは。

(松田委員)

はい。

(越智会長)

ああ、そうですか。

授業でできないものかというお話ですが、これは、教育委員会の方の担当ですので、どうぞ。

(事務局)

はい。まず1点は解除の率がドコモの方が高かったと、この具体的な理由をもう少しということだったのですが。

これは、もう少し時間かけて、まだ条例施行後時間も、まだ3か月とそのぐらいしか経っていませんので、もう少し時間かけて、解除率そういったデータもいただけるようお願いしようと思います。

広島市と全国のフィルタリングの装着率などもできれば各事業者の方からいただけないものかなというふうに。フィルタリングの装着について広島市と全国に条例があるということで、これだけの違いがあるのかというところの検証もしてみたいというふうには思っております。

もう少し時間をいただいて、そのデータを精査して、また御報告をしたいというふうに思っております。

(越智会長)

少しそのことなのですが、3割から5割というと、かなり幅がありますね。ある程度、3割から5割のどのへんかみたいなのところを示せられるような論拠というのは。

(事務局)

これは店舗によって違います。ドコモのある店舗では3割ぐらい、まあ、解除がありますと。

(越智会長)

3割ぐらいというのも、もう言葉のうえだけの。

(事務局)

ええ、そうです、全く言葉だけです。

(越智会長)

契約書とか、そういうことではなくて。

(事務局)

なくて、全く口頭での、お話している中での、ショップからの。

(越智会長)

印象ということですね。

(事務局)

ええ、そうですね、今、実際には先ほど言いましたように、ドコモの、ショップではなくてドコモさんの方には直接データがあるでしょうから、そこから、また、いただくようにお願いしていきたいというふうに考えております。

これはある程度、条例施行後、今年度末ぐらいになるのかなとは考えておりますので、次回の審議会にでも出せばいいかなというふうに考えております。

(越智会長)

それ以外の3事業者は、その場合は、ほぼ希望がないという現状だったのですか。

(事務局)

全くないということです。

(越智会長)

ああ、全くないのですか。

(事務局)

はい、そういう現状です。

(小野委員)

ちょっと言わせてもらっていいですか。

保護者の方でいろいろ聞いてみたのですが、恥を申すようで申し訳ないのですけれども、子どもが使うということにして買ってないのですよね。一人が2台も3台も持つ携帯電話の時代なので、自分が使うことにしてそれを子どもに使わせているのですよ。子どもたちは賢いので、フィルタリングを掛けられると自分たちが使いたいものが使えないから、親に買ってもらうのに自分が使うということにしないで、フィルタリングを掛けないものを買ってくれと言って親に頼んで、親はそれを買って与えているのです。

(事務局)

親名義で買っている。

(小野委員)

親名義で買っているのです。だから、別に解除しなくてもいいような状況がほとんどですね。私が高校生に聞いたところによると、ほとんどそういう状況です。だから、本人が使う、18歳未満の子が使うという形にしていないのですね。だから、解除する必要はないのです。

(下田委員)

では、少し補足させてください、よろしいでしょうか。

(越智会長)

どうぞ。

(下田委員)

今、これは9日に一般公表をされる埼玉県の悉皆調査。これは相当な初めての調査なのですが、全県の中高生に対して調査をしております、その中で、これはネットいじめの調査なのですが、フィルタリングサービスの項目で注目すべきデータがありまして、数字は言えないのですが、今、私が委員長なので外に出せない、記者発表が9日なものですから。

正確な数字は申し上げられないのですが、およそ半数の子が、高校生では特に6割近くかな、これは、およそと言っておきます。フィルタリングを掛けたくない、未成年者に掛けるということで、掛けられたとしても解除したいというふうに回答しています。これが本音だろうなと思っていますが、大体このあたりを、この本音のところをまず押さえたうえで、いろいろな手を使って、半分ちょっとの高校生は親名義でやったり、そのあとすぐに解除にしたりというふうになるだろうというふうに考えていただければと思います。補足です。

(事務局)

今お話があったようなことというのは我々の方も事業者の方と話をする中で、契約の仕方なのです。保護者が保護者名義で買われると、それを子どもに買い与えるということになると、それについては全て保護者が契約者になるのですけれども、確かに言われるような事態が。

契約段階では、「その携帯は誰が利用しますか」ということを聞く項目があるのです。ただ、保護者の方がそれを、「いや、私が使うんだ」と言ってしまうと、それはフィルタリングを掛けるよという我々の条例の中からもすり抜けていくという問題点もあるだろうと。そのところは保護者の認識というか、自分のお子さんが使う携帯の話ですので、そのところは啓発ということが大きな課題といえますか、保護者に向けた啓発というものをしっかりやっていく必要があるというふうに考えております。

(越智会長)

これ以外のことでもかまいませんが、ほかに、どなたかございませんか。

(事務局)

1点、先ほど松田委員が言われました学校教育の話ですけれども、学校教育の方でも、今回、文科省の方からも通達が出ていまして、積極的に取り組んでいく必要があるということで、我々の方も教育委員会の中で、私どもは学校教育の所管をしておりませんので、学校教育の方を所管している課長と、この電子メディアについての関係課長会議を月に1回程度のペースで随時開くようにしております。

こうした会議を通して、学校教育でも積極的に取り組んでほしいということで、これまで以上に、これまでも生徒指導の一環であるとか、あるいはIT学習ですか、そうした中に位置づけてやっているということではございましたけれども、それだけではなかなか難しいだろうということで、もう少しカリキュラムの中にきちんと位置づけることができないだろうかということは一応お話をさせていただきました。

ただ、学校教育のカリキュラムというのは文科省のいろいろ指導がございますので、なかなかすぐには変えられないということはあるかもしれませんが、一応、教育委員会の中では積極的にやっという、やっという必要があるということでは一致できております。以上でございます。

(小田副会長)

今のお話なのですけれども、フィルタリングは、今は一つの手法であって、以前、もう10年前からこの問題に関して係わってきまして、その当時から、メディア・リテラシーというものをやっしていかなければだめだということを我々は何回も言っているのですよね。

日本では、まだ本当に正式にメディア・リテラシーがカリキュラムの中に入っていないわけであって、ほかの国では、もうカリキュラムの中にどんどん入ってやっしているという現実を我々はもっともっと見つめないといけない。

こういう活動をされている方が本当にメディア・リテラシーを真剣に考えて進めるようにしていかなければ、これは、今言ったようにフィルタリングはいつまでたっても私は堂々巡りで、小野さんが言ったとおりなのですね、それは、もう5年前にもそういうことは全く同じことを言っっていたわけで、やっぱり、このフィルタリング機能というのは一つの手法であって、根本的なものにはならないということは、しっかりと押さえたうえで我々は動かないと無能、このフィルタ

リングだけでは、次から次へ、学生たち、子どもたちも上手にこれを潜り抜ける方法をまた探していっているわけですね、そのへんのところを考えていただいて。

リテラシー教育というのは、やっぱり、教育の中に差し込んでいくということを早くしないと、これは解決がなかなか着かない。これは子ども自身が自分でチョイスするという性格のものですから、自分で選択すること、いいものか悪いものかを選択する人間をつくっていくことしかないというのが私は基本的にいつも考えているところなのですから。

(越智会長)

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

私もこれに少しだけ係わっているのですが、授業ということになるのか、正規のカリキュラムの中でということになるのだらうと思うのですが、メディア・リテラシーについての一部は、例えば、高校だったら「情報」という、今、皆さんがそういう授業を受けていらっしゃるかもしれませんが、現行の学習指導要領にはそういう「情報」というのがあって、高校生だとそれをみんな習っているのですね。その中でメディア・リテラシーというのは習いますし、それから、このことに関しても情報モラルという言葉があって、その言葉で、例えば、フィルタリングのことなども習うわけですから。

おもしろいことに学習指導要領が、今ちょうど高校の場合は改訂の時期になっていて、新しいのがそのうちに出るのですが、現在は携帯電話がその中に含まれてないのです。端末の情報側について教えるようになっているのです。

というのは、これは歴史的な事情があるのですが、携帯電話がこれほど浸透するというふうに、現行の学習指導要領がつくられていたときには考えていなかったのです。ですから、たぶん、今回は今よりも踏み込んだ形になると思うのです。

現状では、学校の先生が、例えば、個人的に教えることはできるのですが、例えば、制度的というか、法規的な意味で携帯電話の使い方を教えるという仕事は学校の先生にはないので、逆に、場合によってはそういうことを教えてもらわなければ困るというような要求があったときに、そっちの方がおそらく制度的には正しいと、非常に奇妙な状況が今起きているという。

いろいろな技術の進歩とか、それに遅れてきますので、現実というか、その過渡期というか、矛盾が制度的にも出てきているということなのだろうと思います。また、このへんについては下田先生の方から後ほどお話がありますので。

(下田委員)

ちょっとその前に、ほんの2、3分ほど、ちょっと今、この点について。

メディア・リテラシーという場合に、テレビ以前とインターネットに、まず、分けて考えなければならぬのですが、このメディアの性格が全く違う、特性が違うのです。

携帯とかインターネットのリテラシーというのは、パソコンのリテラシーと携帯のリテラシーとまた違うのです。

パソコンからのインターネット利用のリテラシーの最小限のことは、今、会長がおっしゃったように、学校で情報モラル教育として子どもたちに教えている。しかし、日本の子どもたちだけ

が世界で唯一パソコンからではなくて携帯からインターネットを使っているのに、10年前にiモードが出現したとき、子どもたちに携帯電話からのインターネットリテラシーを、本来であれば最初から考えておかなければいけなかったのです。そのところを文科省はずっと10年間放棄してきているので、いわば学校では携帯を使ってインターネットをやっていないから教える必要はないと考えていた節もあるのです、そこが1点です。

インターネットのリテラシー教育というのは、言葉を換えて言うとペアレンタルコントロール教育と言われているのです。これが日本には全くないということが問題の根底にあります。パソコンからのインターネット利用でも、さらには携帯からのインターネット利用であれば、なおさら子どものインターネット利用の全てにおいて保護者が責任を持つという、その常識がまだないのです。ペアレンタルコントロールというのはそういうことを言っているわけで、本来であれば、子どもにパソコンあるいは携帯からインターネット利用をさせるようになったときは、本来は、まず、保護者の社会教育が必要だったわけです。それはペアレンタルコントロールという名前も保護者向けインターネットリテラシープログラムが社会教育として必要だったと。

それが、この10年間ずっと抜けていて、今、改めていろいろな圧力が、会長がおっしゃったように出ているわけですが、少し過渡期の矛盾が長過ぎるので、私は政府に対して手遅れだと怒っているのですけれども、怒っても仕方がないから、改めてどこからやり直すかという、今言いましたようにペアレンタルコントロールという考え方を普及させるという考え方が原点であります。これは間違いありません。

そのために学校、特に子どもの携帯リテラシー教育は、今の仕組みでいえば、学校で携帯管理、インターネットのリテラシー教育は学校でできないから、余計、親のペアレンタルコントロールという名前の教育プログラムを大きく行政も支援していかなければいけないというのが現状だと思います。

たぶん、これが常識になっていくと思われることについて後ほどまた解説をしますが、ペアレンタルコントロールという言葉が一番嫌っていたのが携帯電話会社なのです。

ペアレンタルコントロールというプログラムを保護者が受講して理解すると賢い消費者になってしまうので、実際は携帯が売れなくなってしまうのです。

親が子どもの言い分を聞かなくなる、それは子育て上、正常な形ですね。それをすごく嫌がっていたのですが、後ほどまたお話しいたします。

EMAという機構ができたことによって業界が二つに割れまして、ペアレンタルコントロールをしっかりと社会に根づかせなければいけないというふうに考え始めた主に外資系のネット事業者と、今までそういうことを考えないように努力してきたとしか言いようがない携帯あるいはゲームコンテンツ協会が二つに分かれたのです。

ペアレンタルコントロールに沿ってビジネスを改善していこうというふうに考えている業者がEMAの批判派と言っているのですけれども、初めて公にシンポジウムを開きまして、そこに各省庁の課長クラスも出席、広島県からも出席してもらったのですが、小渕大臣も突然現れたり、与野党の議員でインターネットを子どもの教育に専門の議員も出てきたりして、そこでペアレンタルコントロールの大合唱に急遽なったわけです。おそらくペアレンタルコントロールという言葉は今後普及していくと思います。後ほどまた詳しいことを。

(越智会長)

ええ、お願いします。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、後ほどまた下田委員の方から、より詳しいお話を伺えると思うのですけれども。

■議事「青少年と電子メディアの健全な関係づくりに係る今後の取組について」

(越智会長)

もう一つの議題の方に入りたいと思います。場合によっては、また、そのときに議題1についても言わなければいけないことがあったら言っていただくということにしたいと思いますが。

議題2は、「青少年と電子メディアの健全な関係づくりに係る今後の取組について」ということで、今後、これだけでは私たちの仕事が終わりませんので、これをさらに有意義にしていくためにはしなければいけない事柄があるわけです。

これについて事務局が何か資料をつくってございますので、まず、説明を伺うところから始めたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

■事務局説明

(事務局)

それでは、説明をさせていただきます。

今後の取組についての説明の前に、少し説明を漏らしておりましたので資料5の方を御覧ください。

資料5、国の方も6月18日交付をしたのですけれども、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」というのをつくっております。

我々と同じように青少年有害情報のフィルタリングを通しての制限というようなことを行って、青少年の健全育成をしていこうということが大きな目的かと思います。

その中で我々の方と少し違うところは、17条のところを御覧いただきたいと思います。

17条を少し読ませていただくと、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない」と、ここまでですと我々と同じなのですが、そのあとに、「ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない」ということで、この但し書が国の法律の方には付いているということでございます。

第5章のところでございますけれども、フィルタリング推進機関というのがございます。これが先ほどのEMAというふうに先生からおっしゃっていただいたのですけれども、これがフィルタリング推進機関の一つとして国の方に登録されている。そこからフィルタリングについての意見が出されたということでございます。

では、本来の議題で、「今後の取組について」ということで御説明させていただきます。少し戻りますけれども、資料3の方を御覧いただきたいと思います。

我々の方で、これまでも条例に沿って、条例には基本方針として、子どもたちをメディアから引き離す、有害情報を閲覧させないという有害情報から守る、それから、メディア・リテラシー、

この3本の柱が基本方針として掲げられておりますけれども。

その中で、メディアから引き離すという取組の一つとして17年度から取り組んできた事業の継続でございますけれども、今年度もノーテレビデー推進事業を実施することにいたしております。

資料3にありますようにキャッチフレーズとして、「いま、時間を見つめよう 家族でチャレンジ5・5・5!」ということで、「5・5・5!」の意味は週に連続5日間、週に1回で5週間にわたっての5日間、月1回で5か月にわたっての5日間ということで、「5・5・5!」というキャッチフレーズをつくっております。

実施時期ですけれども、この10月14日から11月30日までということで、その間で取り組んでいただくというのを基本にしております。

対象は中学生以下の子どもさんのいる家族ということで、保育園、幼稚園、小中学校を通してチラシと申込書を配布いたしております。10月14日からということですので、現在、募集を終了したところでございます。

今年度は特に、先ほど言いましたように5日間通してやったのですが、まずやっていただくということで、枠組みの中の一番下に初級コースということで、1日の取組というのも今年度新たに加えました。10月19日の1日、まず、やってみましょうということで呼びかけております。

19日というのが、毎月19日は、広島市の教育委員会が「わ（和、輪、環）食の日」というふうに定めておりまして、これは食育推進という観点から、和というのは家族の和であるとか、和食の和、環境の和ということで環境に配慮した食生活について考えようということから19日を和食の日としていますので、19日を1日初級コースとしまして、この19日に家族で食卓を囲んでいただいてテレビを見ない日として過ごしていただくというふうなことにしております。

申込状況についてでございますが、追加資料の3を御覧いただきたいと思っております。上の方は同じ内容のことなのでございますけれども、一番下に10月6日現在での参加の応募の状況を書いております。

10月6日現在で参加家族数が9,809家族、平成19年、昨年度は7,560家族でございました。

参加学校あるいは保育園、幼稚園という状況ですが、318の学校、幼稚園、保育園、昨年度は272の学校、幼稚園、保育園ということです。

内訳については下の表のとおりでございますが、1日コースの申込が4,257家族ということで、半数弱あるかということで、なかなか5日というと無理もあるのかなと、1日であればチャレンジしてみようということになっていくと。

それから、上級コースで2週間チャレンジしませんかというのもやっております、これについては247の家族の方が応募しておられます。この方たちは、たぶん、以前に参加された家族ではないかなというふうに思っております。

以上、今年度の取組のうちの一つのノーテレビ推進事業について説明させていただきました。

昨年度実施した際の状況あるいはアンケートも行っておりまして、それについては追加資料4の方に付けておりますので、また御覧いただきたいというふうに思っております。

続きまして、ちょっと順番がいろいろありますけれども、戻りまして追加資料の2のところを御覧いただきたいと思っております。

この追加資料の2については、電子メディア学習講座、先ほど説明させていただきました。ここでインストラクター養成講座を受講された方、こうした方々の今後の活用については、我々としてはこういうふうに活動していただきたいということで、イメージ図として考えたものをそこ

にお出ししております。

まず、広島市のところでございます。広島市の方で電子メディアのインストラクター養成講座を行って養成していきたいと思っております。

ここの養成のところでは、広島市PTA協議会と連携しながら取り組んでいきたい。この受講者の方々を白の枠で囲っておりますが、組織化をしていきたいというふうに考えております。アメリカであれば、ネット맘活動実行委員会とかいう名前になると思うのですが、我々の方は男性がかなり参加しておられますので、名称等についてはそこへ仮称にしておりますので、今後考えていきたいと思いますが、こういうインストラクターの方、受講していただける方々を何らかの形で組織化していきたい。

この組織化したインストラクターの方々の役割というのは大きく分けて二つあるだろうと思います。

一つは、「各区」というふうに書いてありますけれども、各区の学校等になろうかと思いますが、そこで啓発、あるいは「育成」と書いておりますが、この育成というのは、こういう問題に関心を持っていただく方を育てるという意味で育成というふうに書かせていただいておりますが、主に啓発をやっていただくということが大きな一つの役割ではないかと。

もう一つは、ネット情報といいますか、有害情報、フィルタリングを掛けたうえでも、なお子どもたちの携帯を通した利用状況の中で問題があるという点について情報を提供していただくと。これは審議会で答申いただきました中でも、常にフィルタリングについて見直していく必要があるということの一端であると思いますけれども、そうした意味で、こうした方々を通してネット情報についての提供を受けていきたいと。

これを受けて我々の方で携帯事業者あるいはフィルタリング関連の事業者等に意見を述べていきたいというふうに考えております。

右の方に四角で「学校」と書いておりますが、組織化した団体と学校との係わりというものの、ぜひつくっていききたいというふうに考えておまして、どういう形で学校に係わっていただくかというのを今後の課題としたいというふうに思っております。

以上、今後、予算もある程度必要になっていこうかと思っておりますけれども、このインストラクターの方々をぜひ養成して組織化していきたい。インストラクターの養成するための講座というのは今年度から始めたわけですが、来年度も引き続き実施していきたいというふうに考えております。

以上、今後の取組の大きなところについて、2点説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

(越智会長)

ありがとうございました。

ただ今の御説明に関してですが、御意見あるいは御質問、どうぞ、お出してください。

(下田委員)

ちょっとよろしいですか、前から少し気にはなっていたのですが、資料3のところで、ノーテレビデー推進事業、これは大切な運動だと思いますけれども。

「テレビ、ビデオ、テレビゲームなど電子メディア」と書いてありますが、テレビゲームとい

うのは、もうほとんどないと思いますので、オンラインゲームとか、インターネットゲームとかというふうに直していただかないといけないのかなと思いますが。

私どもでの報告で、一番幼い子どもでインターネットオンラインゲームを立ち上げて使っている子どもは九州の保育園の連合会から報告があったのですが、3歳だと言っています。ですから、テレビゲームではなくてインターネットゲームというふうにした方がいいかなと、どうなのでしょうか。

(越智会長)

ただ、携帯のようなゲーム機器というのはたくさん出回っていて、大人でも新幹線の中を見ていると結構やっている人はいますね。

(下田委員)

あれはインターネットゲーム機です、テレビゲームではなくて。

(越智会長)

いや、ソフトウェアが入っているのではないですか、中に。

(下田委員)

基本的にはオンラインで、無線で、要するに携帯電話と同じように無線でインターネットができて、そして、実は経済産業省が気にし始めているのですが。

(越智会長)

そうですか、そういう意味ではネット機能もきちんと入っているのですか、中に。

(下田委員)

ええ、ネット機能がどんどん膨らんで、今は中心です。形はテレビゲームに見えますけれども、完全にインタラクティブで有害情報は全部入ります。フィルタリングを入れなければいけないのです、こちらは。

(越智会長)

様々なものがありますね、いろいろな種類の、私は詳しくないのですけれども。

(下田委員)

ええ、任天堂とかですね。

(越智会長)

任天堂で、あれはDSというのですか、あれを持っている人はずいぶんいますね。

(下田委員)

あれはオンライン機能です。

(越智会長)

オンライン機能があるのですか。

(下田委員)

コンピュータです。

(越智会長)

ああ、コンピュータですか。

(下田委員)

ええ、オンラインコンピュータですね。

(越智会長)

昔の、いわゆるビデオゲームではないのですね。

(下田委員)

いや、全く違うのです。

(越智会長)

ああ、それは失礼しました。

あと、松田委員、どうぞ。

(松田委員)

おっしゃるように、今どきの携帯ゲームあるいは i Pod という音楽携帯プレーヤーですら、もう既にネット機能。ですから、いろいろなところにネットでつながっているので、ここは、もう。

ここの本来の目的というのは人間同士のコミュニケーションを取りましょう、つまり、家族間でコミュニケーションを取ろうということだと思うので、そういう意味で言うと、「電子メディア」という一括りでいいと思います。難しいと思いますね。

(下田委員)

ただ、高校生などから見ると、「えっ、大人って、ずいぶん古いこと言ってるな」みたいなことがありますので。

(松田委員)

ええ、そうですね、だから、このテレビゲームという言い方自体が、もう既にずいぶんずれているというのは確かにあると思います。

(越智会長)

大体、テレビゲームというのは日本だけですからね、こういう言い方をするのは。

(松田委員)

しかも、テレビ自体をもうテレビでは見ないと。全部、YouTube で見るみたいな家庭もあるわけですよ。いちいちテレビなんて見ませんよ。もう見たい番組をいつだって YouTube で全部見られるのだからという。

(越智会長)

テレビだったら、デジタルだったらですね、インターネットにも、きちんとつながりますしね。

(松田委員)

だから、もうテレビを見るという発想そのものも、下手をすると、もう古くなってしまいかもしれない。

(越智会長)

では、この「テレビ、ビデオ、テレビゲームなどの」という具体名は、これは私たちがそういうことをお願いする立場にあるのかどうかというのはよくわかりませんが、もう少しお考えになって、場合によっては取られるというふうにした方が、誤解がないかもしれませんね。

(事務局)

はい、おっしゃることを、ええ。ちょっと今年度は、実は、もう申込者が来ていますので、次年度以降で、また。

(越智会長)

ええ、ただ、そうするとノーテレビデーですからね、このノーテレビのテレビをどうするかという。

(事務局)

ノーメディアデーにするようになりますね。

(越智会長)

まあ、そういうふうになたなものが出のかもしれませんが、少しお考えください。
ほかにございませんか。

(松田委員)

少し戻るのですけれども、先ほど結局、親の名義で買ってしまうということがあったのですけれども。要するにフィルタリングを掛けるということは、携帯としては機能を落としてしまうということになるわけです。つまり、サービスの量が下手をすると半分か、もうほとんど半分以下になってしまうという。

であれば当然安くなっていいと思うのですけれども、だから、a u などは学割というのをやっていたわけです。だから、フィルタリングを掛ける 18 歳以下の子どもたちの携帯というのは、大

人の半額だとか極端に安い金額でやるのだったら、もう少し親も考えるのではないかなと思うのですけれども、そういうのを業界の方に言っていけないのかなと。

(越智会長)

それはおもしろいですね、確かにそういうインセンティブというか、モチベーションの動機、そういう別の後押しがあれば少しは進むというような気がしないでもないですね、それはおもしろい視点ですね。

(下田委員)

携帯電話業界のお金儲けの仕組みのカラクリがあまりにも、ちょっと悪過ぎるので、今月号のJ Rの雑誌にその一端が書いてあったのですが、それは一種の消費者問題だから、おもしろいですね、確かに。

(越智会長)

何か多少でもいいですけれども、経済的なものに結びつけると運動にはなりやすいですね。例えば、コンビニやスーパーなどの袋がありますね、ああいうのも使わなければ割引してもらったり、あるいは使ってしまうとお金を出したりするということなら、意外に進みますね、環境を大事にしようという、そういうモットーも大事ですけれども、それを支えるようなものが必要なのかもしれません。

なるほど、このあたりおもしろいですね、これね、もう少し発展させれば、きちんとした運動になりうるような気もいたしますが、ほかにございませんか。

先ほど松田委員だったのですかね、おっしゃったことを今、確認しておきたいのですけれども、フィルタリングが施された携帯を売っているのですが、事業者ごとのフィルタリングソフトの、あるいはその中身の違いというのはどの程度あるのですか。

さらには、私たちの答申に盛り込まれたフィルタリングの項目ですね、それとの係わりというのでしょうか、突き合せみたいなのはどの程度されているのか、今、気になったものですから、それを教えていただければと思います。

(事務局)

フィルタリングソフトは携帯事業者、大きく5社ありますが、1社、イー・モバイルというのが新しく今年から参入したのですが、そこを除いてはネットスター社というフィルタリングソフトの会社のソフトを使っているということで、当然、カテゴリーも基本的には同じということになろうかと。

今回、先ほどのEMAというところから基準というのがありましたので、基本的には各社とも、ほぼ足並みを揃えてやっているのではないかと。

本市との係わりで申しますと、先ほど御説明しました参考資料のところで出した基準と本市の基準との対比表というような形になろうかと思えます。

ただ、そこらへんの基準をつくって、我々の方も基準をつくったからで終りではないという、基準をつくったところから始まるというのですか、そういう意味で人材の養成とか、検証であるとかということをやっていかなければいけないというふうに考えております。

(越智会長)

ほかにございませんか、御質問は、どの点でもかまいません。

(平田委員)

いいですか、私たちの方で基準を提示さしていただいたときに、絶えず関係者の意見を反映するという条件としてこういうものを提示したということになっていると思うのですが、その関係者の意見を反映する具体的な方策とか場をどのように考えておられるのかというのを教えていただければと思います。

(越智会長)

それでは、事務局の方からお願いします。

(事務局)

先ほど御説明しました、インストラクターの養成ということでお話をしたのですが、インストラクターのところで組織化して、そこで、いわゆる先ほどの追加資料2のところを見ていただくと、この組織化された実行委員会等から広島市の方にネットゾーンの提供と同時に市民意見の提供ということも挙げております。

インストラクターの方々がいろいろ各区、各学校等で啓発をされるというのですか、学習会をされて市民の方との意見交換があると思うのですが、そこで一つは、市民の意見がインストラクターを通して我々の方に入るのではないかなというふうに思っております。

これはP T Aの方あるいは元P T Aの方が中心になっているということで、そういう保護者の方がダイレクトに、ダイレクトというのですか、入ってくる一つの方策ではないかなと。

もう一つ、子どもの意見をどう吸い上げるかというのが今後の課題になるのではないかなと。関係者の中に「子ども」という言葉も入れていますので、子どもたちにしてもどういうふうに吸い上げるかなというのが課題ということになると思います。

ただ、絶えず見直すというお話で、今、我々の方もやっているのですが、この組織化については、本年中に一度、この受講者の方に集まっていいただいて、組織化に向けた説明会をしていきたいというふうに考えていまして、そういういろいろな意見を頂戴していくシステムをつくっていく、そういうところから入りたいというふうに考えております。

(越智会長)

場合によっては、先ほど、例えば、高校生が使うのに保護者が自分のものとして、契約して購入して、それを使わせる、これはザルではないかというお話もございましたけれども、場合によっては、中には保護者独自の明確な意見を持っていて、そういうフィルタリングが困るというようなことを考えていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんね。

だったら、それは保護者の意見を吸い上げるような工夫をしておかないと、大事な意見がこちらにわからないということになりかねないですね。そういう工夫も、できれば、していただければなという気がしますけれども、当然、反対の御意見があつて然るべきですから。

それ以外にございませんか。

(福田委員)

すみません、今のことで、審議会と少し離れるのですけれども、インストラクター養成講座の方に出していただいたのですが、8月2、3日で行われたので、もう2か月になります。自分たちなりにどういうふうにしたらいいかという、あの講座の中で得たことを思い返しながら、もらったものを使いながら何とか自分なりに動いているのですけれども。

今初めて、こういうふうに組織化してほしいという意見が出たのですが、実際、組織化して今のようなことをやっていくのはとてもいいことだと思うのですけれども、せめて月に1回でも、あのあと9月、10月というふうに集合して、具体的にどういうふうに動いていったらいいかということ、全部できてからスタートではなくて、今の、もう今の今、困っている子どもたちもいるわけなので、そういう動きをしていただくと、半分、個人的にはなってしまうのですけれども、ありがたいなというふうに思います。

(越智会長)

では、その点、よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

豊田委員と河野委員、まだ一言もおっしゃっておりませんので、折角ですから。

(豊田委員)

10月6日の毎日新聞の時期で、携帯サイト運用者監視協会……。

10月6日の毎日新聞の、ここへ下田先生の話が入っておりました。その中へ下田先生の方が「人間フィルタリング」と言われていたのですね。それが新聞記事になって人間フィルタリング、これについて少し教えてほしいのですが。

(下田委員)

これはフィルタリング業界もこれから一生懸命宣伝しようとしていることなのですが、フィルタリングは万全ではないというのが前提なのです。子どもや青少年にとっての有害情報をコンピュータで排除する技術は不完全だということなのです。

不完全であるから従来、新聞は別として、マスメディアみたいな、雑誌やビデオの時代などは、親がこの情報がいいか悪いかということについて判断をしたり、変な情報を子どもに見せないように努力してきたということは、よく考えてみたら親がフィルタリングの役割をしていたと。

そのことを改めて思い起こして、インターネット時代だからコンピュータに有害情報排除の役割を全部任せないで、不完全なのだから。最近、親がインターネットというメディアの特長とそこに入ってくる有害情報の特長をよく知ったうえで、子どもにインターネットを使わせなければいけないということで、改めて、コンピュータ社会に対する人間フィルタリングという言い方をして、わかりやすく説明しているのですが。

(越智会長)

中身はペアレンタルコントロールと同じですね。

(下田委員)

そうです、ペアレンタルコントロールというプログラムは、そういう俗っぽい言い方ですが、人間フィルタリングをつくる教育プログラムだと考えていただいていいと思います。

おもしろいことにフィルタリング会社が私の人間フィルタリングという言葉を使い始めたのです。フィルタリング会社のフィルタリングソフトが万全だと思っただいては困ります、という宣伝をもう既に始めているのですけれども。だから、保護者は人間フィルタリングになってくださいと、こういう言い方になります。

(豊田委員)

最後は、親がどこまで関心を持って監視できるかということですね。

(下田委員)

そうです、ええ、要するにインターネットというメディアの性能向上に追いつくように、保護者、教員が能力をアップしていかないといけないということが根底にあるわけですね。

(越智会長)

だから、ある意味では広島市が今、先ほど御説明がありましたが、電子メディアインストラクターというものと非常に深い係わりがありますよね。

(下田委員)

まさにそうだと思いますね、日本で、ある面で、そういう条例に対応する人間フィルターというべき市民の養成を日本で初めて広島市はやっているという構図になっているのです。

(越智会長)

河野委員、いかがでしょうか、何でもかまいません。

(河野委員)

その前にですね、私、委員に名を連ねていながら、診療の都合で第1回、第2回の審議会に参加することができませんでしたので、この場を借りて、お詫び申し上げます。今日は、ちょっと途中からということで何を言っているのかなという感じはするのですけれども。

私は技術的なことというのは全くわかりませんで、日ごろ、精神科心療内科の診療をしているということで、その立場からの発言しかできないかなと思っています。

日ごろ精神科医として接触する患者さんたちというのは、今はコミュニケーションの問題の方がほとんどといってもいいような感じなのです。

中には、ひきこもりだったりとか、ひきこもってなくても人との関係が非常に稚拙な、未熟な状態の方というのがたくさん来られます。

その方の中には子どもたちだけではなくて、大人もですね、ひきこもる、対人関係の接触から、ひきこもる要因として非常にこういうインターネットとか、そういうメディア関係のものが原因とは言いませんけれども、引き金としては非常に強いものもありますし。一旦、ひきこもってから今度は非常にこういう媒体を使って非常にひきこもりを増長する、その温床にもなっていると

いうところもあって、日ごろの臨床感覚ですね、この審議会の内容というのが非常に密接に絡んでいるなという印象がありましたので、今回、場違いな感じもしたのですけれども、委員として参加させていただくということになったわけです。

おそらく精神科医としての意見というのも、ここでは求められているのかなと思うのですが、ただ、だいぶ話も進んでいまして、追加資料の2とかを見ますと、条例が定まって、そのあとどういうふう to それを続けていくか、維持していくか、発展させていくかというふうな話になっていると思うのですけれども。

こうしてみると、医療機関もですね、あるいは精神科だけではないかもしれませんが、医療機関の状況とか意見なり、何なりというのがどこで反映されるのかなという、この図の中に全く入っていないので、どう考えたらいいいのかなというのも少し考えながらですね、聞いておりました。

(越智会長)

ありがとうございました。

少し確認させていただきたいのですけれども、今、インターネットをはじめとするネットワークに常時接触することで、ひきこもりを助長するとおっしゃいましたかね。それはどういうことですか、なかなか、ひきこもりから抜け出せなくなるということですか。

(河野委員)

そうですね、生の人間と接触するというのが人のコミュニケーションの一番の基本だと思うのですけれども、そういうふう to 生の人と接触しなくても、インターネット上でチャットですか、チャットとかいろいろありますね、そういうものと接触すると生の人間と。

(越智会長)

接触する必要がなくなるという。

(河野委員)

そうですね、錯覚をするのですね、まるで生の人間と接触しているかのような状況になってしまうわけです。

(越智会長)

だから、日常世界に係わらなくても、そういう電子ネットワークの世界に係わることによって、ある種の日常世界の接触の代替機能みたいなものを果たしてしまうということですね。

(河野委員)

そうですね、ええ。実際に接触していたとしても、その人の意識のほとんどの部分がネットの方に力を注がれてあって、仮に日常生活を送っていても、2割ぐらいが外の生活、8割ぐらいがネットの生活というような人も現実にはおられます。

(越智会長)

それは、この審議会というのは青少年を対象としているわけですが、青少年についても、

そういうひきこもりとネットワークとの関係というのは、ある程度は言えるのですか。

(河野委員)

非常に問題視はされています。

ただですね、ひきこもり自体は悪いというふうに一概に言えないところもあると思うのです。成長するために、一旦、ひきこもってから成長するという方もたくさんおられますので、そのときに全く何も接触するものがない状況よりは、ネットなり、何なり、ゲームでもいいから、とにかくチャットでもいいから、まずは接触するものがあるという状況が、その人にとって成長が促進的に働くということも実際にはあるわけなのです。

だから、もうネットが全部いけないというわけではないと思います。そのバランスをどう取っていくかというのが非常に課題だと思うのですけれども。

(越智会長)

だから、そういう関係下の、是非ですね、今後も今日だけではなくて審議会の議論は続きますので、御専門の立場からの、御専門の知識は河野委員しか持ってないという場合も多くあると思いますので、また積極的な発言をよろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

(小野委員)

ちょっと一つ。これに関係あるかどうかはわからないのですが、教育委員会の方にちょっと聞いてみたいことがあるのですが、少し前に過激な性教育を広島市の方ですごく推進されていたのですね、小学生の子どもたちに科学的に教えるということで、性器の名称を教えたりとか、そういう写真を見せたりとか、あと、出産シーンを見せたりとかいうことがあったのですが、そういうことは、もう学校の方ではやってないですよね。

私たちはこういうのをタブーにしたいわけじゃないですか、そういうものを。小学校1年生から教えるということで、そういうふうにされていたことがあったのですが。

(越智会長)

その少し前というのは、どのあたりのことを言っていらっしゃるのですか。

(小野委員)

5年ぐらいですかね、NHKのテレビにも出ましたよね、性教育のことが、学校での。

(事務局)

申し訳ありません、我々は学校教育のことを所管してない部署なので、細かなことを承知しているわけではないので、その後、現在どうなっているかということは、ちょっと発言はできないというか。

(越智会長)

では、担当部署の方の方に質問していただいて、次回、その結果といたしましょうか、それがど

うなっているか、これまでどういうふうな経過があったのかというのを少しだけ御紹介いただけますか。

(事務局)

はい、わかりました。

(越智会長)

それでよろしいですか。

(小野委員)

はい。

(越智会長)

ほかに御意見ございませんか。

では、松田委員。

(松田委員)

細かいことを、具体的なフィルタリングについては挙げてあるのですが、ここも副会長のおっしゃっていたメディア・リテラシーの向上であり、下田先生のおっしゃっていたペアレンタルコントロールだとか、だから、ここがメインになるべきだと思うのです。フィルタリングをどうする云々かんぬんというのも、もちろん、当面必要なのですが。

ただ、核になる部分というのは、その部分なので、そこをどう引き上げていくかというのをもっともっと議論してやらなければいけないのだらうと思います、これは。

(越智会長)

私も、これは会長としてではなくて個人の意見ですが、この条例とかですね、国にも法律ができましたけれども、できればの方がいいと思うのですね、なければ。こんな決まりなんて本当になくの方が暮らしやすいわけです。

ただ、今は、もうせざるをえない。時限的にはせざるをえないような状況というのは広島市にあったことは間違いないことだと思うのです。

それで、議会をはじめとして皆さんが努力をして、この条例をつくったということは、きちんと確認をしておかなければいけないと思うのです。

さて、そろそろ予定の時間が来るのではなくて、もう予定の時間を過ぎましたけれども、そろそろ事務局の方にお返ししたいと思うのですが、何か最後にこれだけは言っておきたいということがございましたら、ぜひ、ございませんか。

それでは、一旦。

ああ、もう一つありましたか、次は、その他というのがございますけれども、何か特にございますか。

(事務局)

いえ、特にございません。

(越智会長)

はい、そうですか、それでは、本日の審議事項はこれで終了するということにさせていただきます。

それでは、あとから下田先生の方の情報提供のお話がございますけれども、本日の会議については、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

下田先生も3分ほど休まれますので、皆さんも、どうぞお休みになるか……。

<休憩>

■下田委員からの情報提供

(下田委員)

まず、マスメディア、テレビのリテラシーとメディア理解、それから、パーソナルメディア、つまり、これはインターネットのことなのです。インターネットもマスメディアと違うパーソナルメディアというふうに普通は区分します。

お話は現状のフィルタリングサービス、特に携帯電話からのフィルタリングサービスが異常であると、そのところからお話をします。時間がないものですから、その解説が今日のメインです。

その前にインターネットといっても、パソコンからのインターネット利用について、フィルタリングの前提になるお話をしたいと思います。情報区分というところからお話をしないと理解が進まないのです、お話をしたいと思います。

これは私のインターネットというメディアがつくり出す情報環境の区分の図です。私はインターネットを、私だけではなくて世界中の研究者とっていいと思いますけれども、ブラックゾーン、グレーゾーン、ホワイトゾーンと分けておりまして、ほかの分類もあるのですが、これにより説明します。

ホワイトというのは、子育て、教育によい情報層です。情報層ということは、それを発信しているサイトがこの中にいっぱいあるということです。

グレーゾーン、これはネットの遊び場、主に日本ではここが膨らんでいるわけですが、そういう、良いとも悪いとも、にわかに判断ができないという場所です。

ブラックゾーンというのは、子どものネット利用から関していえば、非行犯罪につながる情報が集積している、そういう発信サイトをこの中に入れて接続しています。警察はここを見ているわけです。

マスメディアというメディアとパーソナルメディアの違いは、この全体で説明をすることができのですが、どういうことかと言いますと、例えば、インターネットも一種の放送なのです。

インターネットでやっているブラックゾーンの中のサイト放送、例えば、最近、青少年の皆さんが興味をお持ちの大麻の簡単な説明、作り方を今日は教えますというような番組をテレビではできない。そうですね、テレビはマスメディアとしてこういう種類の、インターネットでいうブラックゾーンに分類されるような情報発信ができないような仕組みになっているのです。

しかし、パーソナルメディアであるインターネットは、このブラックゾーンの大麻の栽培法を教えますという発信を基本的には止めることができない、そういうメディアなのです。国内で取り締まるのを避けようとして海外のサーバーから発信すれば、これは治安の外なのです。

それから、潰しても、あくる日すぐに放送局が立ち上がる、簡単にいえば放送局と言ってもいいと思うのです。放送局が無数にできて、すぐに立ち上がっていくのです。それがテレビとの大きな違いだということをおわかりいただけたと思います。

ですから、テレビの時代の子どもにいい番組、悪い番組の、情報センターと全く違う、リスクがものすごく大きいということを知っていただきたいということです。

ここに書いてあるように、パーソナルメディアであるインターネットは、子育て教育上、良い情報発信だけではなくて、悪い情報、明らかに悪い情報、子どもの価値観もおかしくするし、それから、ここで犯罪にすぐ結びつくような手口を教える情報も入っていますから、だから、フィルタリングを掛ける必要があるということになるわけです。

テレビの場合にはフィルタリングは必要ないです。テレビを買いに行くときに、うちの子どももテレビ受像機で見るからフィルタリングの付いたテレビを売ってくださいなんて言わないですね、そういう説明をすればわかりやすいかなと思っているのですけれども。

ところが、インターネットはこれを全部含んでいるわけですから、特にこのあたりを含んでいるわけですからフィルタリングを掛けなければいけない。

だから、携帯電話でインターネットをさせるときにフィルタリングなしで売ってはいけないのです、元々。ということをおどもはメディアの専門家として申し上げていたのですが、ずっと 10 年間全部、子どもの小さな液晶画面にこれは全部入っているのです。

もう一つ、このパーソナルメディアという意味は、メディアの使い方が 100 人いたら 100 通りできてしまうということです。ですから、情報選択の幅が、テレビのチャンネル数は、たかだか多くても 10 とかそんな程度ですけれども、ものすごく無数にあるわけですから、利用の選択肢がものすごく多いわけですから、情報選択からいって、情報をみんなで共有するマスメディアタイプのメディアではなくて、パーソナルメディアというのは個人の思考と意識を含む資質によって、子どもに関していえば、子どもの成熟度によって全部使い方が違って来る。そういう点が、インターネットがパーソナルメディアと言われる所以なのです。

こういうものであるから、例えば、ここは最低限やめてよというようなことを。それで、何がブラックなのかという判断。それから、これは子どもにインターネットをさせるけれども、ここは絶対に入らないようにしてよと、親の立場で、正常な人だったら絶対に考えると思うのですが、そういうときにフィルタリングという、ブラック情報を主に排除する機能としてフィルタリングの必要性が出てきているわけです。

携帯の場合は発売されたときからここは入っていません。この情報層が入っていないのです。もう少し詳しく言うと、インターネットは全体の情報発信、この三つの層の全体を発信しているわけですが、初期の携帯電話は、ここから下しかコンテンツといいますか、情報の種類が入らないのです。そういうものを売り出したわけです。

ですから、フィルタリングの必要性はパソコンより高かったということが、ずっとわかってなかったのです。私たちは、ものすごく危険だと言っているのですけれども。

特にこの部分、ここは警察、もっと言うと最初の i モードタイプで爆発的に使われたコンテンツは出会い系サイトなのです、元々。ですから、出会い系サイトは最初ここにあったのです、分

類からすれば、カテゴリーは。

でも、出会い系サイトが売春の温床になるということがわかって、ここに分類されるようになったわけです。遊びのゾーンにあったわけです。ですから、このへんのカテゴリー分類というのは常に社会の、出会い系サイトといっても、実は良いものも悪いものも二つ含んでいるのですけれども、ともあれ、売春目的で使われる種類の出会い系を全部一括りでここに入れておくのではなくて分けて入れておきましょうと。したがって、出会い系サイト規制法という法律ができてしまったのです、世界で初めて日本で。

ですから、子どもにとっての、青少年にとっての良い情報、悪い情報というのは、いつも見直していかなければいけない。ここで特に良いか悪いかははっきりしないところが、傾向として、悪く可能性が非常に強い、変化してしまう。

ここを取り締まっても、ここは次々とまた手を変えて現れてくるという、非常にやっかいな、これは、警察はわかっていますね、ずっともう10年間手を焼いているわけですから。これを誰が判断するかと、これは親が最終的に判断しなければいけないのです。

テレビの放送局でこれを放送したら、テレビは発信者責任を問われますけれども、インターネットは発信者責任を問えないから、だから、親が見て、ここは絶対遮断する。ここで遊んでいて、悪いと思えないけれども、ある日突然悪くなってしまうので、「ああ、あれは悪くなったのだから、もうやめようよ、あのゲームサイトは」みたいな判断をしなければいけないのです。

フィルタリングの問題点というのはブラックリストに上がっていたものだけで済まないと、つまり、ここからブラック化してしまうという、生きているような、今までのメディアになかったのです。生き物のような情報変化がインターネットの情報環境を利用する。あそこは犯罪的に思えなかったけれども、犯罪的に分類してカットしなければいけないというような状況を生み出すようなメディアとお考えください。

これだけ複雑な構造のメディアですから大人でも判断能力が必要になります。でも、未成年者に判断能力を、全部、自己責任として判断能力を求めていいかというと、そんな訳はないというのが前提だと思うのです。子どもが大人以上にある意味、インターネットを使っていく場合に判断能力が必要なのですが、判断能力、自制力、そして、責任力が発生します。

だから、子どもがインターネットを、これだけの広がりのある情報層を判断して使う、それを子どもが、その三つの能力がないから親が責任を持たなければいけない。

このパーソナルメディアの特長として、テレビの場合はテレビ局がある程度責任を取ってくれますけれども、これは取れないので、子どもが、もちろん取れるわけではないので、それだけ高度なものですから、親が責任を持つというのが考えなのです。そこで、ペアレンタルコントロール能力が必要なメディアとされるわけです。

したがって、子どもの使うインターネット教育は、本来は親がやらなければいけない。まず、親が先生にならなければいけないという特長をインターネットというメディアは持っているわけです。

ここが原点ですから、たぶん、日本は、ここからもう一回やり直さなければいけないだろうと、文科省も次第にこれはわかってきたようです。

ペアレンタルコントロール能力とは何かというと、基本的には情報判断力を親が良いか、悪いか、子どもが使っているサイトをおもしろがって使っているけれども、これはブラックだからだめと。子どもがおもしろがっているから好きにさせようというのではなくて、これは大人の判断

でブラックだということをきちんと見せないようにします、という力を親が持たなくてはいいけない。子育て教育上の判断、良し悪しですね、主にサイトの判断です。それがペアレンタルコントロール能力というふうに使われているわけです。

それを前提にそういう親の情報判断をいちいちやるのは大変だから、フィルタリングサービスとして業者がサービス提供をしましょうということで、フィルタリングソフトあるいはフィルタリングサービスというビジネスが発生したわけです。

ところが、先ほど来出ているように、フィルタリングは万能ではないのです。インターネットの、特にこの情報とグレーゾーンのブラック化をコンピュータは高度な人工知能で自動的に振り分けをして、親の代わりに判断をして、子どもに、このサイトは一見グレーだけれども、ブラックだから使わせないとか、そういうことを高度な判断をコンピュータではできません。

ですから、親が基本的には知らなくてはいけません。子どもが使っているサイトの性質を知らなくてはいけません。ホワイトサイトだと言われていても実はブラックサイトにつながってしまう、すごく危険性が基本的にインターネットはあるのです。そのことを学校教育では十分に教えていないのです。英語では、これをウェブ・トラップといいます。

自分自身が面白半分到这里で掲示板を使って誹謗・中傷をする発信をしていると、実質的にはそのサイトは、その子が使っているサイト発信はブラックになってしまうのです。そのぐらいややこしい、変化の激しいメディアだということが、ペアレンタルコントロール能力の必要性を主張する大きな根拠になっているわけです。

しかし、フィルタリングは手助けになります。親のペアレンタルコントロールの手助けになるコンピュータ技術だから、できるだけこれを使って、そして、子どもに、この情報は最低限入らないようにする、ブラックリスト方式とはそういうことなのです。

ところが、グレーがブラック化することはブラックリスト方式では防げません。ホワイトリストというのはこちらの方なのですが、ここしか使わせない。しかし、このホワイトリストでもトラックが変わるとブラックに引っ張られてしまうということについて十分な認識がないわけです。

日本には、このリスク、インターネットの情報環境のリスクマネジメントの研究者が極度に少ないのです。つまり、インターネット楽観論があまりにも大きくて、バランスを欠いた状態であったから、ノーガードの携帯電話がここまで普及した世界で唯一の、しかも子どもの世界から普及した世界で唯一の国だというふうに海外の専門家から5年前から見られるようになったわけです。

いってみれば、少しインターネットコンプレックスが強過ぎたというふうに私どもは理解して、バランスを欠いたなと思います。

いずれにしても、ペアレンタルコントロールを助けるフィルタリングが本当に万全なのかというところからお話をしますが、もう一つ、EMAという組織の動きについて簡単に解説をします。

実は、EMAがやろうとしていること、例えば、その象徴は、モバゲという携帯インターネットのゲームサイト業者ですね、その業者をホワイト化するための団体だと言った方がわかりやすいのです。

例えば、モバゲというのはゲーム遊びをしていると、そうですね、子どもが無料でゲーム遊びをしているということで、子どもは大量にゲームをただで遊べるからここへ入っていくわけですが。

実は、モバゲという会社が狙っているのは、言ってみれば商売のエサみたいなもので、子ども

にゲームをさせるというので引っ張りこんで、そこで様々なお金を使わせる、無料でゲームをさせるということで引っ張り込んで、様々なお金を使わせる遊び、それから、お金が足りなくなったら、サイトの中で子ども自身にお金を稼がせる、稼がせるのですよ、そういうビジネスモデルで急成長して上場企業に短期間になってしまった、そういう企業です。

これはお金儲けとしては成功していますから、あの会社の社長さんは実業界ではヒロインです、社長ですから。でも、子育て教育上は、それは悪い商売ではないかということになったわけです。

だから、グレーゾーンであった、元々、グレーゾーンとして遊び場を開設したモバゲは、ここで殺人事件やレイプ事件やいろいろな事件が起きていますから、県警単位ではその情報は確認しているはずなのですが、日本の警察の悪いところで情報共有は十分にはされておられません。

私は警察庁の委員会の座長をしていましたから、この子どもとネット問題における県警の情報連携には相当疑問を持っています。それはともあれ。

ここで事件が起きるとブラック化されていきますから、モバゲは、でも、儲かるから少し黒くなくてもいいぐらいでやっていたのですね。

でも、このモバゲのブラック化に問題が生じて、実際に学校裏サイトの代わりになるようなサービスも提供するようになってしまったのです。たくさん子どもを引き込みたいから。だから、一番厳格なフィルタリングを掛けようということになりました、簡単に言えば。

これは私どもの提案です。総務省の大臣が動いて業界にフィルタリングを掛けようと言った最初のフィルタリングのレベルは、ここしか絶対に行かせない、ここでシャットアウトする。そうすると、ここで商売をしている多数の、もちろん、悪徳業者は別としてね、これは論外ですが、ここで犯罪的サイトではないという、しかし、どちらでも、犯罪サイトになりやすいところが全部切られてしまうので子どもは使えなくなるから困ると言い出したのです。簡単に言えばそういうことです。

ですから、例えば、モバゲさんでいえば、今まで子どものネット遊び場なのに安全管理をしてこなかったのが、一生懸命安全管理をするように、お金をかけるようにして、今度は。今までほとんど手抜きでやっていたから、ものすごく儲かったのですね、今度はお金をかけますというので、ぜひ自分を健全サイトとして認めてほしいということを1社で訴えたのでは世論が、世の中が全然納得してくれませんかからEMAという団体に入るわけです。

EMAは膨大な審査料を取って、モバゲに健全サイトですよという印鑑を押して、ここに入っていく、そういう組織になっているのではないかと私どもは疑念を持っているのです。証拠も集めています。かなりの証拠が実は集まっているのです。

その証拠集めのためにもう一つ業界の中で、「なんかEMAのやり方おかしいのじゃないの、怪しいね、ちゃんと調べてみようよ」ということで、もう一つ、ネット業界の中で団体が立ち上がったのですが、これは、まだ私的な団体で、今のような法人格は取っていませんけれども、先ほど言いましたように外国の外資系企業、マイクロソフトとかヤフーですね、アメリカのヤフーです、日本のソフトバンクではなくて、それから、ネットスター、フィルタリングサービスを提供している携帯会社に、提供している企業ですね、そういう会社が集まって、そして、今の有害情報対策のための動きは変だと、将来、禍根を残すと、ごまかしになってしまうというために情報交換をして問題点を洗い直す組織をつくって、そこが初めて第1回の研究会の成果を発表して、シンポジウムを先週行って、各県・自治体からたくさんの方が東京に来ていただいたのです。私は基調講演をしました。

ここにあったものを全部ホワイト化しようという動きであるわけですが、私どもでいえば、落とし穴は、あまりにも杜撰なやり方をしてごまかしになってしまうのではないかという懸念を持っています。

それは、ちょっと余談です。頭の隅に置いておいてください。フィルタリングの話に戻ります。

例は一つ、iモードフィルターだけを説明します。フィルタリングは携帯のフィルタリングとパソコン向けのフィルタリングは全く違います、基本的にですね。それを前提にしたうえで、携帯のフィルタリングサービスだけに絞って、しかも、典型的なiモードフィルター、これは子どもが喜ぶフィルタリングです。「まあ、これならいいか、許せるか」みたいなフィルタリングです。

フィルタリングでも、きついフィルタリングを掛けると、子どもは逆上して、絶対に親に外してくれと言うのです。

これは少し余計なことを言いますが、auさんは、結局、携帯電話業界はゆるいのと、きついのと二つ用意するのです。子どもが嫌がるようなきついフィルタリングを、例えば、うまく勧めるとすると、子どもは、「もうこんなじゃ何も見られない。ブログも、要するに、遊びのネット遊びもできない。だから、外してくれ」ということになる、今度は元通り、ネット遊びが自由にできる状態になってしまうので、わざと、きついのを勧めたりすることもあるのです。そこは気をつけなければいけない。

いずれにしろ、iモードフィルターを例に、これは私どものNPOの協会の調査員が調べたデータの一例です。

今の話をすると、有害情報は、ゆるいフィルタリングと、きついフィルタリングと2種類で考えると、ゆるいフィルタリングが通ってしまう部分が非常に多いと、ここは気をつけなければいけないということです。

警察もフィルタリングを掛けて、秋田県警から質問されたのですが、「先生、フィルタリングを勧めるのは何でもいいのでしょうか」と。さすがに現場の警官は少しわかっていて心配になっているみたいです。

「あっ、それはとてもいい質問だ。ゆるいフィルタリングを掛けたら元も子もない、親も無関心になっちゃうし」という話をしているのですが、フィルタリングでも、こっち側とこっち側があると。

iモードフィルターに焦点を絞ってお話をしますと、ドコモ、au、ソフトバンクそれぞれにフィルタリングサービスを提供しているわけです。携帯電話会社の立場からですよ。親、教師の立場からの基準に沿ってフィルタリングをしているわけではないです。あくまで携帯電話会社が良い、悪いと情報の判断をしているということです。ペアレンタルコントロールではないということです。

今の携帯電話業界のフィルタリングサービスの提供の仕方は、ペアレンタルコントロールの考えからすれば全く無関係です。業者の視点でいいか悪いと決めて、そして、例えば、公式サイトの中で、なおかつ教育的だと、教育的だという表現はあまり聞いていないのですけれども、要するに携帯電話会社が認めたサイト、それを使わせるようにする。例えば、そういうようなことです。

そういう考えで携帯電話会社の基準で、弱い、きついという、簡単に言えば種類の、これはビジネスにもうまく使っているわけですが、出しているわけです。各社それぞれ種類の各種のフィルタリングを提供しているわけです。だから、フィルタリングサービスを一緒にくたに見ない、そ

ういうことは非常に重要です、現実認識で。

i モードフィルタリング、私たちの判断では、子育て教育上から言えば弱いフィルタリングの例を具体的にお話します。

これは i モードフィルターというものです。これの提供をしているネットスターが我々に情報を直接提供してくれるようになったわけです。そのいきさつについては、またお話をします。

なぜそうなのか、フィルタリングが掛る、基本的にはアクセス制限が効いていますから i モードフィルタもアクセスできません。有害情報をシャットアウトするけれども、ある種のフィルタリングをして、特にプロフはこんなものが出てしまうのです。

これは全部、うちの調査員の去年年末の時点での調査ですけれども、こういうデータを記録して、メモリに保存しています。変化を追いかけているのですけれども、こういうページが出る。

主に追跡が難しいと言われるプロフを中心にこの説明を今日はするわけですが、中には鍵が掛っているので鍵を取って、中に入っていくと、どんどんとグレーゾーンにあるプロフがブラックサイトに入ってしまったという画面です。ブラック情報です。そして、わいせつ画像販売業者につながったり、売春目的の出会い系サイトへつながったりもする。

これはそういうつながって行き方、リンクです。「落ちていくリンク」と私たちは言っていますが、ブラックリンクとも言いますけれども、こういうところに入っていく、その入り方です。どんどん画像が出ていく。

特に最近は動画が増えていますから、動画の判断は、コンピュータフィルタリングは特に難しい。いずれにしろ、こういう状況で、子どもがこういう有害情報を簡単に、フィルタリングが掛っていても、i モードフィルタリングの場合は入ってしまうということを子どもは調査をして。

そして、群馬県と今年から京都市では、お互いにこういう情報をゲットした市民インストラクターが情報交換をしているわけです。

要するに、言いたいことは、子どもの利用する、特に携帯のフィルタリングは穴が大き過ぎるのです。理由は、簡単に言いますと、ペアレンタルコントロール能力、親や保護者を本当に助ける、元々、フィルタリングというのは保護者を助けるためのものですけれども、そのために保護者は、「うちの子にはこれは見せないでほしい」ということを決めて、そして、要求に従ってフィルタリングというのはサービスされなければいけないのですが、現在の携帯フィルタリングの場合は、企業が親や教師との相談もなく決めてしまう。そういうところから必然的に簡単に言えば穴がいろいろと開いてしまうのです。

こういう矛盾を現在抱えながら、認定機構というものが認定する、ペアレンタルコントロールというのは親や教師主体の有害情報対策ではない業界主体の有害情報アクセス制限サービスという名のフィルタリングサービスが広がっているということを、その問題点についてお話をしたわけです。

もう一つ最後に言っておきますが、そういう携帯、例えば、ドコモさんの i フィルターに対して裏側でサービスをしているネットスターが困っているのも、例えば、今年の広島市のインストラクター研修にはネットスターの社員が来ました。全部話してくれました。そういう市民教育が必要だということを子どもは主張しています。

そういうしっかりとした現実の知識を持った市民が増えていて、なおかつ理想的な条例があって、両方が噛み合うと、ようやくインターネット時代に子どもを守る地域が生まれるのではないかというふうに子どもは考えております。

今月からスタートしたC I S Sという、これは文科省から支援を受けたペアレンタルコントロール能力を持った親を支援する専用のコンピュータシステム開発に取りかかりましたが、このシステム開発は5年計画で進んでいます、広島市が第1期のモデル都市になりますので、この審議会とも関係してまいりますので、ご協力方、よろしくお願いしますということを最後に申し上げます。

こういう仕組み、こういうツール、ペアレンタルコントロール能力を持った保護者の方、市民の方、教員の方がお使いになれば最終的に業者規制ができる。今は業者規制ができません。自主規制という名のトリックが簡単につくられてしまうので、「いや、それはちょっとまずいよ」と口で言うだけでなく、こうこうこういう理由で、例えば、あんたのところに出しているフィルタリングはこんなに開いているという証拠を突きつけないと業界は正常化しないという判断を、私だけでなく業界の良心派が言い出しているということを最後に申し上げます。以上です。

(事務局)

ありがとうございました。

最後に先生が言われた新システムのところを広島市の方で、まず、やってみたいというような先生のお申し出がありまして、ぜひ一緒にやってみたいと、インストラクターの方々の知識を活用しながら頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。